

箕市管第17号の2
平成25年(2013年)7月4日

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二様

箕面市長 倉田哲郎 印

盛夏の候 貴台におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本市行政諸般にわたり格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、2013年6月4日付けで提出されました要望書について、下記のとおり回答します。

記

内 容	回 答
<p>1. 国民健康保険・救急医療について</p> <p>① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代や子どもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)</p>	<p>1. 国民健康保険・救急医療について</p> <p>① 本市では、平成18年度からの6年間で総額26億円の一般会計からの繰入れを行いましたが、平成24年度末での累積赤字は約22億円残っています。このため、収納対策、そして保険料率の適正な設定、一般会計からの適正な繰入れを行うことで、単年度赤字を食い止める取り組みを実施しているところです。</p> <p>保険料の減免については、本市条例にある保険料減免措置を持続し、低所得者や、多子世帯、障害者などの減免に対応していきます。また、一部負担金の減免についても本市条例を遵守し、必要に応じて対応していきます。これらの減免については、様々なケースがあることから、個別対応とし、保険料の納付方法や減免制度の説明、場合によっては、生活保護担当と連携をとって対応していきます。</p> <p>(市民部 国保年金課)</p>
<p>② 「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行</p>	<p>② 資格証明書は、災害等の特別の事情があると認められる場合を除き、保険料滞納世帯に対して被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することが義務化されたものであ</p>

や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

り、短期保険証についても、負担の公平性を図る観点から、止むを得ないものと考えています。

しかし、本市では交付要件を満たしていることだけを捉えて一律的に交付するのではなく、滞納者との接触機会を増やし、納付相談・納付指導を行いながら生活状況を把握することを心がけており、資格証明書の交付については、より慎重に対応しているところです。また、短期被保険者証については、長期未交付はせず、有効期限が切れる前に新しい被保険者証を送付しており、無保険状態にはならないように留意していますし、18歳以下の子どものいる世帯については、法令に基づき18歳以下の子どもには資格証明書を交付しないこととなっていますので、短期証を交付しています。

(市民部 国保年金課)

③ 滞納処分については法令を順守し、主文前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようになります。地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。

③ 滞納処分については、法令を遵守とともに、個々の事情等を考慮した運用を図っています。

滞納理由については、生活状態など納付相談を通じ十分に聞き取り、明らかに納付が困難と判断される場合は、法に基づき、分割納付や徴収猶予として生活困窮に陥らないよう柔軟に対応しています。

なお、生活保護の受給及び破産決定を受けた世帯に対しては、滞納処分の執行停止を行っています。

(市民部 収納整理担当)

④ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

④ 国や大阪府の通知はもちろん、市役所庁内通知についても、担当者には回覧していますし、必要な場合は、課全員に回覧しています。

(市民部 国保年金課)

⑤ 国保料滞納者は生活困窮の場合が多くあるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分についての通知等情報の共有もしておくこと。

⑤ 市民部収納整理担当は、窓口や電話により納付相談を実施していますが、必要な場合には、生活福祉課など関係部局との情報交換を行い、相談窓口を案内するなどアドバイスもしています。

(市民部 収納整理担当)

⑥ 国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえで

⑥ 国民健康保険運営協議会は公開し、傍聴を認めており、資料の配付も行っています。また、議事録を作成し、ホームページへの掲

ホームページでも公開とすること。

載も行っています。

(市民部 国保年金課)

⑦ 広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年から共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。

⑦ 共同安定化事業については、所得割の導入により負担が大きくなつた自治体もあれば、負担が小さくなつた自治体もあります。これは、広域化に向けた布石となつています。この所得割の導入については、一方的に大阪府が決定したわけではなく、各市町村のブロック会議などで、市町村の意見を求め、調整を図つておりました。また、これにより、負担が大きくなつた自治体には、大阪府から特別調整交付金が交付されています。

今後、平成27年度には、共同安定化事業で対象となる医療費が30万円以上から1円以上となり、市町村国保の財政運営面での広域化が図られることになりますが、市としましては、今後の国や府の動向に注視していきます。

(市民部 国保年金課)

⑧ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

⑧ 福祉医療助成に対する国のペナルティ廃止については要望を行つています。このペナルティの補填として、老人医療、障害者医療、ひとり親家庭医療については大阪府から一部補助金が交付されますが、子ども医療には補助金は交付されていません。

(市民部 国保年金課)

⑨ 救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品、医療材料、水、食料、燃料等の備蓄など現状を把握すること。

消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。

⑨ 救急医療の充実について、市立病院は2次救急医療機関として、内科、外科系の重症患者を24時間受け入れる体制を整備しており、今後もこの体制を維持していきます。

災害時医療体制の充実等市の地域防災計画に基づき、多数の職員が出勤不能となる事態も想定し、医師会、薬剤師会及び歯科医師会と調整しながら、緊急時の医療スタッフの応援体制や医薬品供給体制を整備しています。また、災害時には外部からの供給が無くなることも想定し、3日分を目途に医薬品、食料等の備蓄を進めています。

(市立病院 経営企画課)

消防職員は現状では充足しており増員の予定はありません。ただし、今後、人口の増加に伴つて救急医療件数が増加した場合には消防職員の増員を検討します。

(総務部 職員課)

2. 健診について

① 特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとすること。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

③ 人間ドック助成を行うこと。

④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

2. 健診について

① 箕面市国民健康保険が実施する特定健診では、国基準の検査項目に、腎機能検査等を追加し、平成19年以前に実施していた基本健診と同水準の健診を無料で実施しています。

なお、受診率は府内平均を上回っていますが、受診率の高い自治体の取組を踏まえるなど、受診率向上の取り組みを今後とも行っていきたいと考えています。

(健康福祉部 健康増進課)

② 各種がん検診については、平成10年度から身近なかかりつけ医や箕面市医療保健センターにおいて、無料で受診できるようにしています。特定健診とがん検診は同時に受診できます。

(健康福祉部 健康増進課)

③ 本市では、国民健康保険において人間ドック等の助成制度があり、箕面市医療保健センターで健診を受ける場合に助成しています。

<平成24年度助成状況>

○人間ドック（受診時において35歳以上の加入者）、助成額 10,500円、1,707件、17,923,500円

○肺がんヘリカルCT健診（受診時において35歳以上の加入者）、助成額 10,000円、207件、2,070,000円

○乳がん健診（視触診+マンモグラフィ）（受診時において35歳～39歳の加入者）、助成額 2,000円、7件、14,000円

合計 1,921件、20,007,500円

(市民部 国保年金課)

④ 特定健診、がん検診等については、市内の医療機関及び箕面市医療保健センターと委託契約を締結しており、各受託者の定める日時で実施しています。

特定健診は市内61か所の医療機関で実施しており、身近な場所で受診できる環境が整っています。

(健康福祉部 健康増進課)

3. 介護保険について

① 一般会計からの繰り入れで介護保険料（基準額）を引き下げる。第1,2段階を引き下げる（基準額の0.3程度以下）。国負担で低所得者の介護保険料軽減を行うよう求めること。

② 国庫負担割合の引上げを国に求める。

③ 給付範囲の縮小（軽度者等の保険給付範囲縮小）及び利用者負担増を行わないよう国に求める。軽度者受け入れのための介護予防生活支援総合事業は今後も導入しないこと。

④ 国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。

⑤ 行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

3. 介護保険について

① 一般会計からの繰り入れによる保険料の引き下げは、想定していません。

第1段階から第3段階の保険料基準額に対する軽減割合を現行水準より引き下げるについては、その財源に消費増税分から公費を投入することが、国において第6期事業計画に向けて検討されています。

（市民部 介護・福祉医療課）

② 国に対しては、平成25年3月に大阪府・大阪府市長会・大阪府町村長会でとりまとめた「持続可能な介護保険制度に関する提言」の内容に沿った形での要望等を継続していきます。

（市民部 介護・福祉医療課）

③ 軽度者等の保険給付範囲縮小については、制度変更の動向を注視し、状況に応じて国に要望していきます。

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、高齢者の実態やニーズを把握した上で、既存サービスとの関係性も考慮しながら、事業の必要性について慎重に検討します。

（健康福祉部 高齢福祉課）

④ 上記の「持続可能な介護保険制度に関する提言」において、低所得者への負担軽減策を講じる必要性についても提言しています。

また、資産保有状況の把握方法を確立した上で、負担能力を適正に反映した利用者負担割合の見直しを進めることについても提言しています。

（市民部 介護・福祉医療課）

⑤ 介護保険施設及び居住系サービスの整備については、3年ごとに策定する「箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、その時々の状況に応じた整備計画を策定しています。平成25年4月には地域密着型介護老人福祉施設を整備しており、更に、平成24年3月に策定した「第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）について

ても整備事業者を決定し、整備に向けて手続きを進めています。

サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者の住まいについては、平成25年3月に大阪府・大阪府市長会・大阪府町村会の「持続可能な介護保険制度に関する提言」のなかで、高齢者向け住宅等での介護サービスのあり方について検討するよう国へ要望しています。

(健康福祉部 高齢福祉課)

⑥ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

⑥ 本市では、市独自のルールはなく、法令通知・大阪府Q&Aに基づき、適切な介護サービスが提供されるよう努めています。

(市民部 介護・福祉医療課)

⑦ 監査指導の権限移譲をうけた自治体については人員を確保しきめ細かく懇切丁寧な指導ができるようすること。指導の内容は形式的・行政的な締めつけや報酬返還を目的にしたものではなく事業者を育成しよりよいケアをすることを目的とすること。

⑦ 権限移譲を受けた平成 23 年 10 月 1 日以降、8 名体制で事務執行しています。事業者に対する指導等については、介護保険法及び指定基準等に基づき、適切に行っています。

(健康福祉部 広域福祉課)

⑧ ケアプランテックはケアマネとの双方向の気づきをうながしケアマネージャー育成を目的とし、報酬返還やサービス抑制を目的とした指導はしないこと。

⑧ 本市では、平成21年11月から給付適正化事業の一環として、主に市内居宅介護支援事業所を対象にケアプラン点検を実施しています。ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、利用者の自立支援に資する適切なケアプランになっているかについて、基本となる事項を保険者がケアマネジャーとともに検証し、適切な給付の実施をめざすことを目的としています。

(市民部 介護・福祉医療課)

⑨ 障害者の65歳問題が深刻である。利用料負担については障害者・高齢者とも非課税世帯は無料とする制度を検討し、それまでのサービスから縮小されないよう施策を講じること。

⑨ 障害福祉サービスを利用するかたが 65 歳に到達されると、原則として介護保険サービスに移行し、介護保険サービスでの不足分については、障害福祉サービスを利用いただくことになっています。

非課税世帯の利用料については、障害福祉サービスは引き続き無料ですが、介護保険サービスは、1割負担の利用料が発生します。

サービス利用にあたっては、スムーズな移行ができるよう支援し、個別のニーズに応じて対応していきます

利用料に関しては、制度の説明を十分に行い、理解を求めていきます。

(健康福祉部 障害福祉課)

4. 生活保護について

① ケースワーカー増員分の交付税を使って正規職員の国の基準どおりで配置し、有資格で経験を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

② 埼玉県三郷（みさと）市での裁判判決もふまえ、申請権を保障すること。自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにし、「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているもの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。実態を無視した就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

④ 通院や就職活動などのための移送費（交通費）を支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

4. 生活保護について

① ケースワーカーの増員は状況に応じ行っていますが、職員数が限られる中、非常勤職員の採用による相談業務などの、ケースワーカー以外の業務の切り分けによって負担軽減を図っています。

今後とも、業務の効率化を図りながら、ケースワークに専念できる環境を整えていきます。

（健康福祉部 生活福祉課）

② 「生活保護のしおり」は、制度の主旨や基本的な考え方、権利と義務などをわかりやすく解説しています。まずは生活相談をお受けし、制度の説明を行った上でお渡しするようになっています。

また、申請書は、説明を行った後、申請の意思を確認した場合に交付しています。制度の主旨を正しく理解していただくため、一定の説明を行う必要がありますので、カウンターへの常設は考えていません。

（健康福祉部 生活福祉課）

③ 申請時の相談に対しては、人権に配慮し、常に相談者の立場に立った適切な助言、支援が行えるように心がけています。また、働く人は働くというのが当然ですが、何らかの阻害要因がある場合は、まずそのケアからきめ細やかな支援を行います。

就労指導は、医師の意見などを得て総合的に受給者の状態を判断し、働くにもかかわらず働こうとしない人に対し行うものです。

なお、就労指導にあたっては、受給者の意向や能力などを踏まえ、また、ハローワークとの連携も行いながら、早期就労につながるよう、専門の支援員が寄り添い型によって実施しています。

（健康福祉部 生活福祉課）

④ 移送費の額は、移送に必要な最低限度の額とされており、認定には制度上の判断が必要となります。制度の要件に合致すれば、通院や求職活動に伴う移送費の支給は可能です。

なお、一時的な扶助については、様々なケースがあるため、「生活保護のしおり」で、必ず前もってケースワーカーに相談するよ

⑤ 国民健康保険証などの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時などに「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。医療機関を一か所しか認めないと健康悪化を招く事態をつくらないこと。子どものいる生活保護受給世帯には無条件で医療券を発行すること。以上のこととを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。

⑥ 枚方市自動車保有裁判判決を踏まえ、障害者の自動車保有は「通院」のみならず、生活全般において、自立のために必要があれば保有を認め、「しおり」などにも記載すること。生活および仕事上で自立のために必要な場合は保有を認めること。

⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

う案内しています。

(健康福祉部 生活福祉課)

⑤ 生活保護受給者は医療券を持参の上で、医療機関にかかるようになっています。

福祉医療制度のように健康保険証とワンセットで医療証を提示するものとは違い、医療券のみで受診が可能であることから、成りすまし受診など、制度を悪用する事例もあり、必ず医療機関にかかる場合は連絡をいただいた上で、医療券を発行するようにしています。

なお、夜間救急や休日などやむを得ない場合は、翌営業日に受給者から福祉事務所に連絡をしていただくよう案内しております、また、体調不良などにより医療券を福祉事務所まで取りに来れない場合は、福祉事務所に連絡をいただすことにより医療機関への受診依頼を行うなど、柔軟な対応を行っています。

(健康福祉部 生活福祉課)

⑥ 障害者の自動車の保有・使用は、要件に該当する場合は、日常生活上の使用も容認しています。その他、社会通念上、自動車の保有・使用を認めることが適当であると判断される場合がありますが、居住地に公共交通機関が存在しない状況である場合など、厳しくその運用が定められており、単に生活の利便向上のためにと認められるものではありません。

なお、自動車の保有要件は、国が制度で定めており、一般的に保有が認められるものではないことから、誤解を招くことがないよう、「生活保護のしおり」への記載内容はこれまでどおりとします。

(健康福祉部 生活福祉課)

⑦ 不正受給対応や窓口でのトラブル対応など、警察官OBの採用は、ケースワーカーの心理的負担軽減の観点からも、一定有効ではないかと考えています。ただ、今のところ、採用の予定はありません。また、外部から不正受給に関する情報提供があった場合や訪問活動等において問題を把握した場合、生活保護法に基づく調査を行った上で、必要に応じ各種の指導等を行います。

これら適正受給のための活動は、「適正

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

① こども医療費助成制度は、2012年4月段階で1)全国1742自治体中950自治体(55%)が完全無料、2)1293自治体(74%)が所得制限なし、3)752自治体(43%)が通院中学校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアーしている自治体は1つもなく、これはいかにもこどもたちが大事にされていないという証拠である。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。大阪府に対して全国なみに制度拡充をすすめるよう強く要望すること。

② いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

③ 就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみると、通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。来年度は生活保護基準引下げが予想されるので、生活保護基準をもとにしている自治体は現在の対象者切り捨てとならないよう対策をとること。

化)ホットラインの創設などによるものではなく、ケースワークでの対応と考えています。

(健康福祉部 生活福祉課)

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

① 箕面市子どもの医療費助成制度は、平成25年4月から、通院・入院とも中学校卒業までに対象年齢を拡大して、現物給付(府内)による医療費助成を実施しています。所得制限もありません。

一部自己負担額については、他の医療費助成制度と同様で、府内共通の取り扱いとなっています。

(利用者負担:1医療機関で1日につき限度額500円、ひと月の限度額2,500円)

大阪府に対しては、通院助成対象年齢のさらなる拡大を図るとともに、所得制限を撤廃するよう要望しています。

(市民部 介護・福祉医療課)

② 妊婦健診の公費助成については、平成23年度、平成24年度と助成額を引き上げ、現行の助成額は計14回53,500円としています。妊婦健診が、国の責任において十分な財源の確保を行った上で、全国一律の恒久的な制度により実施されるよう要望しています。今後の妊婦健診の助成については、国・近隣市等の動向等を見ながら検討していきます。

(健康福祉部 健康増進課)

③ 就学援助制度の適用条件については近隣他市の状況や財政状況を考慮し、条件設定を行っておりまます。

本市の就学援助制度では、市府民税の課税対象となる「合計所得金額」をその認定基準としています。この所得は前年所得となるため、毎年6月中旬に所得が確定され、それ以後に認定作業を行うこととなります。従って、認定、通知、必要書類の回収等を経て、支給(口振)を行うことができる時期は、例年7月中旬となっています。

なお、申請手続きについては通年で学校及び市教委において受け付けています。

また、生活保護基準見直しに伴う本制度の対応については、現在、検討中です。

(子ども未来創造局 学校教育課)

④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

④ 平成 22 年度に打ち出した子育て支援の新展開（案）に基づき、子育て応援のための私立幼稚園支援策の充実、子育て支援センターの全市展開に向けた出張子育てひろばなどを実施しています。

平成 25 年度から、子どもの医療費助成の対象年齢を拡大し、引き続き所得制限を設げず行うとともに、ひとり親家庭に対して、児童扶養手当の支給、学童保育料の減免等の経済的支援と保育所、市営住宅入居の配慮や母子家庭自立支援教育訓練給付金等の子育て就労支援など、多様な子育て世代支援の取り組みをしていますが、「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など家賃補助の制度化についての考えはありません。

(子ども未来創造局 子ども未来創造政策課)

〒562-0003

箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕面市 市民部 市民相談・管財担当

TEL : 072-724-6723 (直通)

FAX : 072-723-5538

MAIL:soudankanzai@maple.city.minoh.lg.jp